

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年二月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十三日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 澤 隆

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十五号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>まで 同市串作字川北三四九番一 地先</p>	<p>から 加須市串作字川北三三一 番地先</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・五〇 一一・五〇</p>	<p>一〇・〇〇 一〇・一〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>八〇・〇〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>道路改良工事</p>		<p>備考</p>